

（下線部は改正部分）

改正後	現行																																								
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)</p> <p>第1章 鋼橋製作架設工事(参考資料)</p> <p>第1 ～第2 [略]</p> <p>第3 架設工事原価</p> <p>1 直接工事費 [略]</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 架設費</p> <p>1) 架設費の内容 [略]</p> <p>(1) 移動式クレーン 移動式クレーンの機種・規格は、表-3・4を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3・4 移動式クレーン機種の選定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">作業種別</th> <th style="width:33%;">用途</th> <th style="width:33%;">機種・規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. ～3. [略] 4. <u>トラッククレーン及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。 [削る。]</u> 5. ～6. [略]</p> <p>(2) ～(4) [略]</p> <p>2) 支承据付工</p> <p>(1) 金属支承据付工 イ 金属支承据付工歩掛は、表-3・7を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3・7 金属支承据付工歩掛</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">架設工法</th> <th rowspan="2">日当たり施工量 D_n(基/日)</th> <th rowspan="2">編成人員(人)</th> <th rowspan="2">機械名</th> <th colspan="2">諸雑費率(%) (注4)</th> </tr> <tr> <th>平均橋台橋脚 高さ2m未満</th> <th>平均橋台橋脚 高さ2m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	用途	機種・規格	[略]	[略]	[略]	架設工法	日当たり施工量 D _n (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)		平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)</p> <p>第1章 鋼橋製作架設工事(参考資料)</p> <p>第1 ～第2 [略]</p> <p>第3 架設工事原価</p> <p>1 直接工事費 [略]</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 架設費</p> <p>1) 架設費の内容 [略]</p> <p>(1) 移動式クレーン 移動式クレーンの機種・規格は、表-3・4を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3・4 移動式クレーン機種の選定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">作業種別</th> <th style="width:33%;">用途</th> <th style="width:33%;">機種・規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. ～3. [略] 4. <u>トラッククレーン及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。 なお、ラフテレーンクレーンは排出ガス対策型(第2次基準値)を原則とするが、賃料の設定のないものについては排出ガス対策型(第1次基準値)とする。</u> 5. ～6. [略]</p> <p>(2) ～(4) [略]</p> <p>2) 支承据付工</p> <p>(1) 金属支承据付工 イ 金属支承据付工歩掛は、表-3・7を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3・7 金属支承据付工歩掛</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">架設工法</th> <th rowspan="2">日当たり施工量 D_n(基/日)</th> <th rowspan="2">編成人員(人)</th> <th rowspan="2">機械名</th> <th colspan="2">諸雑費率(%) (注3)</th> </tr> <tr> <th>平均橋台橋脚 高さ2m未満</th> <th>平均橋台橋脚 高さ2m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	用途	機種・規格	[略]	[略]	[略]	架設工法	日当たり施工量 D _n (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注3)		平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
作業種別	用途	機種・規格																																							
[略]	[略]	[略]																																							
架設工法	日当たり施工量 D _n (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注4)																																					
				平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上																																				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																				
作業種別	用途	機種・規格																																							
[略]	[略]	[略]																																							
架設工法	日当たり施工量 D _n (基/日)	編成人員(人)	機械名	諸雑費率(%) (注3)																																					
				平均橋台橋脚 高さ2m未満	平均橋台橋脚 高さ2m以上																																				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																				

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

N：支承設置数(基)
a：1基当たり支承質量による係数(表-3・8)
(注) 1.～7. [略]

ロ [略]

(2)～(3) [略]

3)～4) [略]

5) 本締め工

本締め工歩掛は、表-3・14を標準とする。

表-3・14 本締め工歩掛

日当たり施工量D _q (本/日)	編成人員(人)	諸雑費率(%) (注)3
[略]	[略]	[略]

Q：本締めボルト総本数(本)(高力ボルト+トルシア型ボルト)

(注) 1.～2. [略]

3. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に、表-3・14の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、商用電源を使用した場合も同値とする。
4. 日当たり施工量D_qは一の位を四捨五入し、十の位とする。
5. [略]

6)～9) [略]

10) 合成床版工

合成床版工は、桁形式が少数I桁又は細幅箱桁の場合に適用する。

(1) 合成床板版架設工

合成床版の架設歩掛は、表-3・21を標準とする。

表-3・21 合成床版架設工歩掛 (100m²当たり)

編成人員(人)	諸雑費率(%) (注)8
[略]	[略]

- (注) 1. 本歩掛は、主桁上フランジシール工、床版架設、床版継手工、調整工、接合部シール工、側鋼板取付工(合成床版の底鋼板下面からの高さh≦650mm)、側鋼板と合成床版の接合部及び側鋼板接合部シール工を含む。
- 2.～8. [略]

11) [略]

12) 足場工、防護工及び登り栈橋工

(1) 足場工

イ～ロ [略]

表-3・23～表-3・24 [略]

表-3・25 安全通路各係数

桁形式	L ₁	L ₂	N ₁	N ₂

N：支承設置数(基)
a：1基当たり支承質量による係数(表-3・8)
(注) 1.～7. [略]

ロ [略]

(2)～(3) [略]

3)～4) [略]

5) 本締め工

本締め工歩掛は、表-3・14を標準とする。

表-3・14 本締め工歩掛

日当たり施工量D _q (本/日)	編成人員(人)	諸雑費率(%) (注)3
[略]	[略]	[略]

Q：本締めボルト総本数(本)(高力ボルト+トルシア型ボルト)

(注) 1.～2. [略]

3. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・14の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、商用電源を使用した場合も同値とする。
4. 日当たり施工量D_qは一の位を四捨五入し、10本単位とする。
5. [略]

6)～9) [略]

10) 合成床版工

合成床版工は、桁形式が少数I桁又は細幅箱桁の場合に適用するものとする。

(2) 合成床板版架設工

合成床版の架設歩掛は、表-3・21とする。

表-3・21 合成床版架設工歩掛 (100m²当たり)

編成人員(人)	諸雑費率(%) (注)8
[略]	[略]

- (注) 1. 本歩掛は、主桁上フランジシール工、床版架設、床版継手工、調整工、接合部シール工、側鋼板取付工(合成床版の底鋼板下面からの高さh≦650mm)、側鋼板と合成床版の接合部及び側鋼板接合部シール工を含む。
- 2.～8. [略]

11) [略]

12) 足場工、防護工及び登り栈橋工

(1) 足場工

イ～ロ [略]

表-3・23～表-3・24 [略]

表-3・25 安全通路各係数

桁形式	L ₁	L ₂	N ₁	N ₂

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

プレートガーダ ボックスガーダ	37	33	0.008	0.005
ラ ー メ ン	91	78	0.016	0.010
トラス、アーチ	54	49	0.017	0.010
少数I桁	52	51	0.007	0.006

表-3・26 ~表-3・31 [略]

ハ [略]

(2) ~ (3) [略]

13) 溶接工

(1) [略]

[削る。]

プレートガーダ ボックスガーダ	37	33	0.008	0.005
ラ ー メ ン	91	78	0.016	0.009
トラス、アーチ	54	49	0.017	0.010
少数I桁	52	51	0.007	0.006

表-3・26 ~表-3・31 [略]

ハ [略]

(2) ~ (3) [略]

13) 溶接工

(1) [略]

(2) 鋼床版Uリブ現場溶接工

本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版Uリブ現場溶接工のうち、下記のものに適用する。

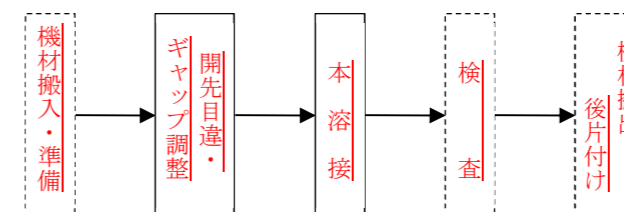
イ 施工条件

被履アーク溶接によるUリブの現場溶接工に適用する。

ロ Uリブ板厚

Uリブ板厚は、t=6mm及びt=8mmに適用する。

ハ 施工範囲



(注) 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

a Uリブ現場溶接工歩掛

Uリブ現場溶接工歩掛は、表-3・38を標準とする。

表-3・38 溶接工歩掛

作業種別	日当たり施工量(個/日)	編成人員(人/日)	
被履アーク溶接	D=11(t=6mm)	橋りょう世話役	1
	D=9(t=8mm)		
	D=1パーティ当たりの	橋りょう特殊工	6
	1日の施工量		

(注) 1. 労務は、1パーティの標準編成人員である。なお工期等を勘案し、工区ごとにパーティを投入することができる。

2. 目視検査の歩掛は、上表に含む。

3. Uリブ1個の長さは400mm~600mmとする。

4. 橋りょう特殊工は、必要な溶接資格を得ている者を含む。

5. 非破壊検査(X線又は超音波)費用は、共通仮設費による。

6. 施工管理以外のビード仕上げが必要な場合は、別途計上する。

1-3 ~ 1-4 [略]

第4 [略]

第5 塗装

1 適用範囲
[略]

b 使用機械器具

ウリブ現場溶接工に使用する機械器具は、表-3・39を標準とする。

表-3・39 ウリブ現場溶接工に使用する機械器具

機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
<u>電 気 溶 接 機</u> <u>(橋梁架設用)</u>	<u>交流アーク溶接機 500A</u>	<u>台</u>	<u>4</u>	<u>電撃防止装置付</u> <u>リモコン付</u>
<u>整 流 器</u> <u>(直流溶接機)</u>	<u>ガウジング用 600A</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>	
<u>溶 接 棒 乾 燥 機</u> <u>(橋梁架設用)</u>	<u>乾燥量 100kg</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>	
<u>溶 接 工 具</u>		<u>式</u>	<u>1</u>	

(注)1. 機械器具の供用日数は、下記を標準とする。

供用日数=作業日数×1.7

2. 上記ウリブ現場溶接工に使用する機械以外の設備及び工具の供用日数の算出は、表-3・22による。

c 消耗材料

ウリブ現場溶接工に使用する消耗材料は、表-3・40を標準とする。

(11個(t=6mm)又は9個(t=8mm)当たり)

表-3・40 消耗材料

名 称	規 格	単 位	数 量
<u>溶 接 棒</u>	<u>JIS Z 3211、3214</u>	<u>kg</u>	<u>26</u>

(注) 溶接棒の規格は、鋼床版の材質により選定すること。

d 諸雑費

諸雑費は、雑消耗材料（酸素、アセチレン及びガウジングカーボン等）、空気圧縮機、溶接工具（ファン（軸流式）、溶接用ケーブル、携帯用乾燥機等）の損料及び運転経費、電力に関する経費等の費用であり、消耗材料費、労務費、機械損料の合計額に表-3・41の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は、（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

表-3・41 諸雑费率 (%)

<u>諸雑费率</u>	<u>11(4)</u>
-------------	--------------

1-3 ~ 1-4 [略]

第4 [略]

第5 塗装

1 適用範囲
[略]

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

1-1 [略]

1-2 工場塗装

1) 工場塗装の標準歩掛は次のとおりとする。

表-5.2 ~表-5.4 [略]

表-5.5 (4) 現場継手部塗装系 F-11、F-12

(部材製作時に高力ボルト継手部を塗装しておく場合に適用) (100 m²/回)

名 称	単 位	数 量	
		2次素地調整	防食下地
塗料種別	—	プラスト処理 ISO Sa2 1/2	無機ジंकリッチペイ ント
ペイント	kg	[略]	[略]
希釈剤	kg	[略]	[略]
橋りょう塗装工	人	[略]	[略]
諸雑費	%	[略]	[略]

(注) 1. ~8. [略]

9. 上表以外の塗料を使用する場合は、「[鋼道路橋防食便覧\(公社\)日本道路協会](#)」による。

1-3 [略]

第6 [略]

1-1 [略]

1-2 工場塗装

1) 工場塗装の標準歩掛は次のとおりとする。

表-5.2 ~表-5.4 [略]

表-5.5 (4) 現場継手部塗装系 F-11、F-12

(部材製作時に高力ボルト継手部を塗装しておく場合に適用) (100 m²/回)

名 称	単 位	数 量	
		2次素地調整	防食下地
塗料種別	—	プラスト処理 ISO Sa2 1/2	無機ジंकリッチペイ ント
ペイント	kg	[略]	[略]
希釈剤	kg	[略]	[略]
橋りょう塗装工	人	[略]	[略]
諸雑費	%	[略]	[略]

(注) 1. ~8. [略]

9. 上表以外の塗料を使用する場合は、「[鋼道路橋塗装・防食便覧\(一社\)日本道路協会](#)」による。

1-3 [略]

第6 [略]

改 正 後

現 行

第2章 電気通信設備工事(参考資料)

第2章 電気通信設備工事(参考資料)

第1 一般共通

第1 一般共通

1 適用範囲 [略]

1 適用範囲 [略]

2 製作工事価格

2 製作工事価格

2-1 機器単体費

2-1 機器単体費

1) ~ 3) [略]

1) ~ 3) [略]

4) 機器と材料等の区分

4) 機器と材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は下表のとおりとする。

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は下表のとおりとする。

表-2・2・1 機器・材料等の区分

表-2・2・1 機器・材料等の区分

設備等名称	区 分			備 考
	機 器	材 料	鋼構造製作物	
受変電設備	① 受電盤、き電盤、変圧器盤、配電盤、蓄電池盤、動力盤及び電灯盤（低圧盤）等設備を構成する盤類 ② 避雷器、変圧器、遮断機、蓄電池等単体で設備を構成するもの ③ 直流電源盤及び定電圧定周波盤、監視・制御設備 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ ⑧ ダクト及び付属品	① 屋外機構（ストラクチャー）	
発電設備	① 発電機又は原動機 ② 発電機盤、切替盤、その他受変電設備に準ずる盤類 ③ 直流電源盤、吸排気・冷却・燃料移送等の補機類 ④ 監視・制御盤設備 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ		
テレメータ・テレコントローラ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、 <u>同軸避雷器</u> 、操作卓、プリンター、表示盤 ② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、 <u>同軸避雷器</u> 、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

設備等名称	区 分			備 考
	機 器	材 料	鋼構造製作物	
受変電設備	① 受電盤、き電盤、変圧器盤、配電盤、蓄電池盤、動力盤及び電灯盤（低圧盤）等設備を構成する盤類 ② 避雷器、変圧器、遮断機、蓄電池等単体で設備を構成するもの ③ 直流電源盤及び定電圧定周波盤、監視・制御設備 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ ⑧ ダクト及び付属品	① 屋外機構（ストラクチャー）	
発電設備	① 発電機又は原動機 ② 発電機盤、切替盤、その他受変電設備に準ずる盤類 ③ 直流電源盤、吸排気・冷却・燃料移送等の補機類 ④ 監視・制御盤設備 ⑤ 上記①～④に類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ ケーブルラック ④ ハンドホール ⑤ 接地材 ⑥ コンクリート柱及び装柱材 ⑦ トラフ		
テレメータ・テレコントローラ設備	① 監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、プリンター、表示盤 ② 観測局、中継局等の無線装置、空中線、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト ⑤ 空中線取付金具		

	③ 上記①、②に類する装置			
放流警報設備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、 同軸避雷器 、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、 同軸避雷器 、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移動無線装置	① 総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空中線共用装置、 空中線及び同軸避雷器 ③ 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
CCTV設備	カメラ、固定・電動ズームレンズ、カメラケース、雲台、旋回装置、制御装置、モニターテレビ、操作卓、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① カメラ支持構造物	
情報処理設備	処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
その他	① 模写電送装置 ② 測定器 ③ 空気調和装置 ④ 配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑤ 発注者仕様に基づき個別製作する照明器具 ⑥ 光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑦ 個別製作ソフトウェア ⑧ パッケージソフトウェア ⑨ ネットワークスイッチ（ラインインターフェースを含む） ⑩ 光伝送装置 ⑪ ⑨、⑩に類する装置	① 一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等） ② 照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む） ③ 分電盤 ④ 光ケーブル ⑤ 光成端箱（汎用品） ⑥ 光接続材（クロージャ） ⑦ 光コード	① 発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	

(注) 1. 設備等名称欄及び区分欄には代表的なものを記載しているため、本表に記載のないものは類似品から判断するものとする。

3 据付工事価格 [略]

第2 電気通信設備工事標準歩掛 [略]

	③ 上記①、②に類する装置			
放流警報設備	① 制御監視局の無線装置、空中線、分配器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ② 警報局の無線装置、空中線、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③ 中継局はテレメータ設備に準じる ④ 上記①、②に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ パンザーマスト	① 表示機支柱構造物	
移動無線装置	① 総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ② 基地局の基地局装置、空中線共用装置 及び 空中線 ③ 移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④ 上記①～③に類する装置	① ケーブル・電線 ② 電線管等管路材及び付属品 ③ 避雷針、避雷器、接地材 ④ 空中線取付金具		
CCTV設備	カメラ、固定・電動ズームレンズ、カメラケース、雲台、旋回装置、制御装置、モニターテレビ、操作卓、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品	① カメラ支持構造物	
情報処理設備	処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び類する装置	① ケーブル・電線及び配線材料 ② 電線管等管路材及び付属品		
その他	① 模写電送装置 ② 測定器 ③ 空気調和装置 ④ 配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑤ 発注者仕様に基づき個別製作する照明器具 ⑥ 光成端箱（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑦ 個別製作ソフトウェア ⑧ パッケージソフトウェア ⑨ ネットワークスイッチ（ラインインターフェースを含む） ⑩ 光伝送装置 ⑪ ⑨、⑩に類する装置	① 一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等） ② 照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む） ③ 分電盤 ④ 光ケーブル ⑤ 光成端箱（汎用品） ⑥ 光接続材（クロージャ） ⑦ 光コード	① 発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	

(注) 1. 設備等名称欄及び区分欄には代表的なものを記載しているため、本表に記載のないものは類似品から判断するものとする。

3 据付工事価格 [略]

第2 電気通信設備工事標準歩掛 [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛の参考資料(施設機械)</p> <p>第1章 ～ 第2章 [略]</p> <p>第3章 質疑応答</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 鋼橋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4-1～4-6 [略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><u>4-7 (間接工事費)</u></p> <p><u>共通仮設費及び現場管理費の実情に応じた率の積算方法を示されたい。</u></p> <p><u>「土木工事工事費積算要領及び基準」及び「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の「鋼橋架設」に準ずる。</u></p> <p><u>ただし、共通仮設費、現場管理費における施工地域区分に係る補正については、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。</u></p> </div>	<p>別紙</p> <p>土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛の参考資料(施設機械)</p> <p>第1章～ 第2章 [略]</p> <p>第3章 質疑応答</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 鋼橋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4-1～4-6 [略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[新設]</div>

改 正 後	現 行
<p>第 5 電気通信設備</p> <p>5-1～5-2 [略]</p> <p><u>5-3 (移設する機器の機器単体費相当額)</u> <u>機器管理費率の補正における、移設する機器の機器単体費相当額の計上方法を示されたい。</u> <u>「移設を行わせる機器の機器単体費相当額は、原則、製作時の機器単体費とし、既往資料等より計上が困難な場合は、見積り等により適正な価格を計上する。」</u></p> <p><u>5-4 (撤去工事)</u> <u>電気通信設備工事における既設設備の撤去工事において、率を乗じる対象である据付歩掛の積算計上方法を示されたい。</u> <u>据付歩掛は、標準歩掛に歩掛毎の補正を乗じたものとする。</u></p>	<p>第 5 電気通信設備</p> <p>5-1～5-2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>